

住民税所得割非課税世帯等の皆さまへ

住民税所得割非課税世帯等に対する 緊急生活支援金（15,000万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 緊急生活支援金（1世帯あたり15,000円）は、住民税所得割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな支援金です。
- 支援金を受給するためには、手続きが必要です。

支援金の支給額

1世帯あたり15,000円

支援金の支給時期

市町村が確認書(または申請書)を受理した日から3~4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が
**「住民税均等割・所得割の
いずれか非課税」**の世帯

令和4年1月~9月までの収入が減少し
「住民税所得割非課税相当」の
収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市町村から
確認書が届きます（要返送）

令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書が送付されます。

※世帯の中に令和4年1月2日以降転入した方、住民税未申告の方がいる場合は、申請が必要です。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年1月31日（火）まで

申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。

【申請書配布先】福祉保健課、両支所

【申請書提出先】福祉保健課（郵送可）



詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支援金の支給手続き

I 令和4年度住民税（所得割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市町村から、給付内容や確認事項が書かれた『**確認書**』が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市町村に**返信してください**。

(2) 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方、令和4年度住民税未申告の方がいる場合

- 支援金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点で お住まいの市町村に、ご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 支援金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市町村に、ご提出ください。

※1 住民税所得割非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税所得割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市町村ごとに異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税所得割非課税となる年間給与収入の目安
（身延町の場合）単身の場合：100万円以下、扶養親族を1人扶の場合170万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税所得割非課税世帯等に対する緊急生活支援金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

山梨県 福祉保健部 福祉保健総務課
「緊急生活支援金」窓口

☎ 055-223-1143

身延町 福祉保健課 福祉担当
「緊急生活支援金」窓口

☎ 0556-20-4611